

6 雇用上の配慮

(1) 身体障害者

イ 配慮している事項

身体障害者を雇用する事業所の 69.5 %が雇用上の配慮を行っている。現在配慮していることとして「工程の単純化等職務内容の配慮」が 49.9 %と最も高く、次いで「業務遂行を指導、援助する者の配置」が 34.5 %、「職場での移動や作業を容易にする施設・設備・機器の改善」が、33.8 %、と高くなっている。

今後取組む必要性がある事項においても、現在の配慮と同様に、「職場での移動や作業を容易にする施設・設備・機器の改善」、「工程の単純化等職務内容の配慮」の割合が高くなっている。また、「研修・教育訓練の実施」については、今後の取組むとした割合が 20.2 %と、既に行っている配慮を上回っている。

図 4-7 身体障害者の雇用上の配慮（複数回答）

(%)

現在配慮している事項				今後取り組む組む必要がある事項		
60	40	20		20	40	60
33.8			職場での移動や作業を容易にする施設・設備・機器の改善			33.9
	18.1		フレックスタイム制の導入等労働時間の弾力化	12.8		
		4.7	通勤に配慮した住宅の確保	2.7		
	20.9		送迎バス、専用駐車場の確保等通勤手段への配慮	10.3		
49.9			工程の単純化等職務内容の配慮			32.9
	11.8		手話通訳の配置等コミュニケーション手段への配慮	16.6		
34.5			業務遂行を指導、援助する者の配置		23.5	
	17.0		職業生活に関する相談員の配置・委嘱	15.0		
		6.0	職業以外を含めた生活全般に関する相談員の配置・委嘱	11.9		
	10.4		研修・教育訓練の実施等能力開発への配慮		20.2	
	18.8		休養の確保、カウンセリングの実施等健康管理面の配慮	17.6		
		8.3	その他	5.1		

（「配慮している」とする事業所＝100）